

判例研究 民事訴訟記録の閲覧制限決定が、第三者からの申立により取り消された事例

著者	星野 豊
雑誌名	筑波法政
巻	80
ページ	63-66
発行年	2018-12-18
URL	http://hdl.handle.net/2241/00159247

民事訴訟記録の閲覧制限決定が、 第三者からの申立により取り消された事例

星野 豊

・高松地決平成30年2月15日平成29年（モ）47号

民事訴訟記録は、原則として何人も書記官に対して閲覧を請求できることが、民事訴訟法91条により規定されているが、同法92条では、当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、第三者が当該秘密部分を閲覧することによって、当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合には、当該秘密部分に係る訴訟記録の閲覧を当事者に限ることが規定されている。

本稿では、当事者の申立により訴訟記録の一部について閲覧制限決定がされた事件について、当該事件の記録を閲覧した第三者が、当該決定については、民事訴訟法92条の要件を欠くか、あるいは少なくとも現時点では要件を欠くに至ったと主張して、閲覧制限決定の取消を申し立てた事案を取り上げ、民事訴訟記録における閲覧制限制度の意義と今後の運用に係る基本的な方向性について、検討を加えることとした。

【事実関係】

本件に係る基本事件（以下、「本件基本事件」という）は、多胎妊娠により入院していた原告 A1、及びその配偶者である原告 A2に対し、同事件の被告である B 社の管理運営する C 病院が、当該多胎妊娠における胎児の一部が死亡したことから、他の胎児に悪影響が及ぶことを避けるためとして、他の胎児らについて帝王切開手術を行う旨の承諾を求め、同病院において同手術により出産がなされたところ、極めて早期の出産であったことも与り、同出産により出生した者の 1 人である原告 A3が、脳に重度の障害を負い、恒常的かつ生涯にわたる介護が必要となったことに関して、A3らが B 社に対し、介護費用、逸失利益、慰謝料等、合計約 2 億円の損害賠償を求めた事案である。

本件基本事件の争点は、前記のとおり、多胎妊娠中に一部の胎児が死亡した場合における医療のあり方、すなわち、当該状況において同事件で行われたような早期の帝王切開手術を行うべきか、あるいは、出生した者が脳に障害を負う危険性を低減させるために帝王切開手術の時期を可能な限り遅らせる、いわゆる待機的管理を行うべきかであり、当時の医学専門書においては、多胎妊娠全般についての記述はなされており、関連するより単純な状況に関する基本的な指針については記載されていたものの、本件事案に直接該当する状況に関する記述は、特になされていなかった。

本件基本事件の第 1 審裁判所は、当時の医学専門書に記載されていた、関連する他のより単純な状況等に関する記述を手掛かりとして、当該状況においては C 病院としては待機的管理を行うべきであって、帝王切開手術を行ったことには過失があると判示し、かつ、A3と同時に出生した D については同様の障害が生じていないこと等を理由として、同事件において A3が負った脳障害の危険性は、待機的管理によって充分低減することができた筈であると判示して、A3らの請求を全て認容する判決を下した。

これに対して、B 社は控訴し、関連する医学関係の学会及び団体も、本件基本事件第 1 審判決の判断は、医学的知見の解釈として問題があるのみならず、医療実務に対して到底達成できない極めて高度の義務と責任を負わせるものであるとして、同判決を強く批判する議論を展開した。

本件基本事件は、控訴審において審理が行われ、控訴提起後約 1 年後に結審したが、その後裁判所の和解勧告により和解協議が約 8 ヶ月にわたって行われ、最終的に、B 社が A3らに対して解決金として 1 億

7000万円を支払うこと、及び、当該和解に到る経緯及び内容を、正当な理由なく第三者に口外しないこと等を内容とする和解が成立し、終了した。なお、本件和解協議において、B社は、第1審判決が下したC病院の判断に過失があるとの認定については断じて承服できないこと、仮に和解を行うとしても、C病院の判断に過失がなかったことが明らかになるよう求めること、A3らに対する金員の支払としては、C病院に過失があったことに基づく賠償でなく、無過失の医療の結果生じた事故に対する補償として行われるべきこと、を強く主張していた。これに対し、控訴審裁判所は、和解勧告書において、同事件に対する過失の判断基準として考慮すべき事項を具体的に列挙した上で、本来はこれらの事情が総合的に考慮されて過失の認定判断がなされるべきであるにもかかわらず、第1審判決においては、これらに対する検討が必ずしも十分でなかった憾みがある旨を述べたが、控訴審裁判所自身の過失の有無に係る判断を、同勧告書の中で示すことはしなかった。

A3らは、民事訴訟法92条に基づき、同事件の和解勧告書及び和解調書について、これらの記載内容は、A3らの私生活に関する重大な秘密が含まれており、A3らが社会生活を営むに際して著しい支障を生じさせるおそれがあるとして閲覧制限の申立を行い、裁判所はこれを認容した（高松高決平成28年11月28日平成27年（ウ）167号。以下、「本件閲覧制限決定」という）¹。

本件の申立人Xは医師であり、医療裁判等を独自に調査研究した上で、その検討結果や自己の見解をインターネット上のブログ等で公開している者であるが、本件基本事件の記録を閲覧した後、和解勧告書及び和解調書の内容は、A3らの私生活に関する重大な秘密には当たらず、これらが第三者に閲覧されたとしても、A3らが社会生活を営むに際して著しい支障が生ずるものでない、現に、B社が関連する団体に対して本件和解の内容を報告している事実があるほか、閲覧制限の対象となっていない他の記録ないし書面の内容や、同事件に関する報道等において紹介されているA2らの談話からしても、和解調書等に書かれている内容は、ある程度社会的に周知されている、等と主張して、本件閲覧制限決定の取消を申し立てた。

この申立に対し、A3らは、本件閲覧制限決定はA3らの利益を保護するためになされたものであり、B社の行動により左右されるべきものでない、また、報道は報道を行う者の認識であって事実とは異なり、報道されているA2らの談話は報道各社が裁判関連の報道を行うためとして強く求められたことに応じてやむを得ず答えたものに過ぎず、A3らが積極的に記者会見等を開いて自己の見解を公にしたわけでない以上、本件閲覧制限決定は取り消されるべきでない、と反論した。

【決定要旨】

本件閲覧制限決定取消。

「民事訴訟法92条1項に基づく秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限は、憲法82条が保障する裁判の公開の趣旨を及ぼすために認められている訴訟記録の公開（民事訴訟法91条）の例外であるから、制限の対象は、必要最小限のものに限ることが要請される。このような閲覧等制限制度の趣旨からすると、民事訴訟法92条1項1号所定の「当事者の私生活についての重大な秘密」であり、かつ、「第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ものとは、重大な犯罪を犯して刑罰を受けた事実、性犯罪の被害者の氏名等を特定する事実等、当事者の私生活についての重大な秘密であって、公開によってその人の社会生活が破壊され、立ち直れなくなるようなものをいうと解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、A3らが閲覧制限を求める本件和解勧告書の内容とは、基本事件についての控訴審裁判所の見解及び和解を勧告する旨を主たる内容とするものであり、本件和解の内容とは、一定の解決金の支払いを主たる内容とするものである。これらはいずれも、他人に知られたくない訴訟の経緯及び合意内容ではあっても、私生活についての重大な秘密であるとは認められない。また、本件和解勧告書及び本件和解の内容が第三者に知られることによ

1 なお、B社はこの申立に対し、和解調書の閲覧制限についてはしかるべく、和解勧告書については閲覧制限されるべきでない、との意見を述べたが、本件閲覧制限決定に対して不服申立等を行うことはなかった。

て、A3らの社会生活が破壊され、立ち直れなくなるとは認められない。」

【研究】

本件は、当事者が申し立てて一旦認容された民事訴訟記録の閲覧制限決定が、当該記録の閲覧を求める第三者からの申立によって取り消されるという、かなり珍しい事案であり、民事訴訟記録の閲覧制限制度の趣旨及び運用の根幹に関わる、重要な論点を含むものと考えられる。

前記のとおり、民事訴訟記録の閲覧について民事訴訟法は、原則として閲覧をすることができるものとする一方で、当事者の重大な秘密が記載ないし記録されており、当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生じさせるおそれがあるものについては、当事者以外の者による閲覧を制限する旨を定めている。ここでいう、「当事者の重大な秘密」とは、当事者の責めに帰すべき事情によって発生した事実ではなく、かつ、かかる秘密が第三者に知られることにより、当事者が第三者から好奇の目に晒され、社会的な地位ないし人としての尊厳を傷つけられるおそれのある事項と考えられるから、裁判所の挙げる性被害等の外、自殺ないし自殺未遂、重度の傷病、及び重度の犯罪被害等の事実が、これに該当することが予測される²。

本件において閲覧制限の対象とされていた、和解調書及び和解勧告書に記載されていた事実は、和解調書にあっては、B社がA3らに対して解決金としての金員を支払う旨及びその支払期限及び振込先口座情報、並びに、双方当事者は正当な理由なく和解の経緯及び和解内容を第三者に口外しないこと、が主な内容であり、一方、和解勧告書においては、同事件における過失の認定のあり方と、第1審判決における過失の認定に対する控訴審裁判所の抽象的な所見と共に、本件については和解により解決されることが相当である旨控訴審裁判所が考えている旨が、主な内容として書かれていたものである。そうすると、これらの事実については、いずれも、A3らの社会生活を営むのに重大な支障を生じさせることが明らかであるとは直ちには言えず³、また、A3らは、多くの閲覧制限申立において行われている、当事者の氏名住所等の情報に関しては閲覧制限を申し立てていない以上、今後の社会生活を営むに際して第三者からの好奇の目に晒される危険性をどの程度まで検討した結果として閲覧制限申立をしたかについてもやや明らかでない部分があると考えざるを得ないため、裁判所の判断したとおり、民事訴訟法92条に該当する事実には当たらないものと考えざるを得ないであろう。また、当事者が和解において課されている第三者に対して正当な理由なく口外しない旨の条項は、第三者による閲覧や拡散を当事者が積極的に唱導しないことを求めているのみであり、この条項自体を根拠に和解の内容が当事者にとっての重大な秘密に当たると直ちにいうことはできない以上、閲覧制限を認める根拠とすることは難しいものと思われる。

もっとも、B社が和解協議において主張していた内容と、Xが従前から行っていた医療裁判全般に対する見解の動向から推測すると、Xにとってより重要な情報であったのは、和解調書における解決金の金額ではなく、和解勧告書に記載された、第1審判決の認定に対する控訴審裁判所の所見であった可能性が高いものと考えられる⁴。他方、本件基本事件におけるA1らの陳述書等から推測する限り、A1らにおいても、

2 星野豊「民事訴訟記録の閲覧制限と当事者の秘密保護の実効性」末川民事法研究1号3頁（2017年）。

3 一般に、和解は判決とは異なり、当事者間における私的な事情がその内容に影響を及ぼしうるものであるから、具体的にどの程度の額の金員が解決金として授受されたかという事実が、プライバシーの範囲に属することは明らかである。しかしながら、かかる金額が社会的常識に照らして極端に多いあるいは少ないものでない限り、解決金としての金員が授受された事実のみを以て、当事者が社会生活を営むのに重大な支障を生じさせることは、通常はないものと考えられる。なお、本件の解決金は1億7000万円と相当高額ではあるが、これはA3の介護費用が相当の割合を占めており、かつ、かかる金額はその内訳を含めて第一審判決によって公開されていたものであるため、解決金が高額であることを以てA3らが社会生活を営むに際して重大な支障が生ずる程度の秘密であると考え難い。さらに、この観点からすると、和解勧告書に記載されていた内容は、当事者の個人的事情ではなく、むしろ裁判所の見解を以て構成されているわけであるから、かかる内容を第三者が閲覧することにより、A3らの社会生活に重大な支障が生ずると考えることは、さらに困難ということになるが、この点については後に再度検討する。

4 X自身が医師であり、一部の裁判において医療関係者に対して極めて重い責任を負わせる結果となる判決等が出される傾向があったことに対する危機感から医療裁判の調査研究を始めたことと推測されることを考慮したとしても、特定の判決を評価するに際して「トンデモ判決」との表現を用いたり、「司法過誤度A・B・C」等のX独自の評価付けを加えて裁判例を整理したりしていること、さらに、X自身が本件基本事件の第1審判決に対して極めて批判的な立場から検討

同事件で最も強く主張しようとしたことは、A3らが被った損害額というよりも、むしろ、A1の入院後におけるC病院の行った医療の状況や、出産時におけるC病院の判断及び事態発生後における各種の対応が、同事件における重大な結果を生じさせた直接の原因としての過失に当たるとすることであったものと考えられる。

以上のことからすると、本件和解において、解決金の金額がどのようなものであったとしても、控訴審裁判所が第1審裁判所の認定に対して多少なりとも批判的な所見を書面で示したことにもかかわらず、最終的に和解に応じた事実を、A3らの側が実質的にどのように受け止めたかについては、別に考える必要があるであろうし、本件閲覧制限決定の取消を申し立てたXの真意についても、別の観点から評価すべき余地があることとなるが、いずれにせよ、理論的に閲覧制限の対象とすべきか否かとは別の次元の問題について、当事者ないし第三者が情報の取扱いをめぐる争った本件事案は、様々な意味で解決が困難な事案であったものと言わざるを得ないように思われる。

従来の判例研究は、専ら「裁判所が事件解決を通じて法を創造するもの」と判例を位置付けていたために、裁判所の認定判断としての「判決」のみが注目され、当事者の意思が重要部分となって成立する和解については、そこに到る経緯に裁判所の実質的な心証が影響する可能性があるにもかかわらず、ほとんど検討の対象とならなかったように思われる。しかしながら、裁判における「法の創造」が、具体的な事件の「解決」全体を通じて行われるものと考えるとすると、公的記録として裁判所の考え方が覚知されるものは必ずしも判決に限られるわけではなく、本件のような裁判所の手になる和解勧告書、場合によっては、口頭弁論調書ないし口頭弁論準備手続調書等に記載される裁判所の発言等についても、何らかの社会的意味や影響力を持つ可能性があることを、法律学としては考慮すべきであるのかもしれない⁵。

従って、本件を、和解内容と和解の経緯とを秘密として閲覧制限を申し立てた当事者と、本件基本事件について閲覧制限された情報を直接入手しようとした第三者との争いとして単純に捉えようとすることは、適切であるとは言い難く、むしろ、判決以外の局面における裁判所の行動が、どのように当事者ないし第三者に対して影響を与えることがありうるか、また、かかる判決以外の局面における裁判所の行動に関する情報を、どのように公開ないし閲覧の対象とすべきかという点から、今後における訴訟記録閲覧及び閲覧制限について、制度の意義と運用の基本方針を考えていく必要が大きいように思われる。

【他の評釈等】

本件については、X本人による、本件の原事件に対する論評及び本件の申立に係る経緯を含めた解説として、峰村健司・医療判例解説75号1頁（2018年）がある。

（了）

（人文社会系准教授）

を加えていることからすれば、本件和解に対して、Xが従前と同様の考え方に基づいて論評を加えようとしていたことは、想像に難くないものと思われる。

5 星野豊「民事訴訟記録の閲覧と「判例研究」のあり方」末川民事法研究4号35頁（2019年）参照。